

長野県ドッジボール協会 公認ジュニア審判員規程

(趣旨)

第1条

この規程は、長野県ドッジボール協会（以下「長野県協会」という）公認ジュニア審判員に関する事項について定める。

(公認ジュニア審判員の種類)

第2条

公認ジュニア審判員は、次の3種類とする。

1. Jr-A級 長野県協会公認ジュニア審判員
2. Jr-B級 長野県協会公認ジュニア審判員
3. Jr-C級 長野県協会公認ジュニア審判員

(公認ジュニア審判員の任務)

第3条

1. 公認ジュニア審判員は、長野県協会主催及び支援大会等の審判及び大会競技役員等として大会運営に関わり、その任務にあたる。
2. 大会の審判職務内容については長野県協会競技委員長が別に定める。
3. 大会時の運営任務内容は、大会実行委員長が定める。

(認定)

第4条

公認ジュニア審判員の認定に伴う業務は、長野県協会競技委員長が行う。

(公認ジュニア審判員の受講資格)

第5条

公認ジュニア審判員の受講資格については、次の条件を満たすものとする。

1. Jr-A級公認ジュニア審判員
 - 1) Jr-B級公認ジュニア審判員資格を取得して10大会以上審判実績があること。
 - 2) 長野県協会競技委員会から、品格、審判技術優良と推薦があること。
2. Jr-B級公認ジュニア審判員
 - 1) Jr-C級公認ジュニア審判員資格を取得してから満1年を経過していること。
 - 2) 長野県協会競技委員会から、審判技術優良と推薦があること。
3. Jr-C級公認ジュニア審判員
 - 1) 中学生以上18歳以下であること。
 - 2) 保護者の同意を得た者であること。

(公認ジュニア審判員資格取得認定会)

第6条

公認ジュニア審判員資格取得認定会は、次の方法により実施する。

1. Jr-A 級公認ジュニア審判員の資格取得認定会(以下「認定会」という)については、競技委員長が必要に応じ開催し、筆記試験・実技試験・面接試験を行う。

2. Jr-B 級公認ジュニア審判員の認定会については、競技委員長が必要に応じて開催し、筆記試験・実技試験を行う。

3. Jr-C 級公認ジュニア審判員の認定会については、競技委員長が必要に応じて開催し、筆記試験・実技試験を行う。

4. 認定会の細則は、別途定める。

(手続の方法)

第7条

1. 公認ジュニア審判員の登録、更新、進級および各種変更(住所等)に係る手続きは、原則として本人が事務局に直接行うものとする。諸手続きの細則は、別途定める。

(受講料・認定料)

第8条

1. 公認ジュニア審判員は、各認定会時・各登録時に所定の諸費を、その都度納めなければならない。

2. 受講料・認定料の細則は、別途定める。

(公認ジュニア審判員の義務)

第9条

公認ジュニア審判員は、原則として競技委員会が必要と認めて開催する審判研修会に出席しなければならない。

(資格の有効期間)

第10条

資格の有効期間は、次のとおりとする。

各級公認ジュニア審判員資格を取得した場合の有効期間は、認定日より満18歳に達した年度の4月1日までとする。

(資格の継続更新)

第11条

資格の継続更新については、次のとおりとする。

継続更新を希望する者は、ルールブック改正年度に、長野県協会の事務局にて購入をもって更新手続き完了とする。

(資格の抹消及び保留)

第12条

公認ジュニア審判員は、自己都合で資格の抹消または保留をする場合については、直接、競技委員長に申請する。

(公認ジュニア審判員資格の適否審査)

第 13 条

次の事項に該当した場合、公認ジュニア審判員としての適否を、長野県協会常任理事会で審査される。

1. 公認ジュニア審判員として、ふさわしくない言動があった場合。
2. 指定大会等に無断で欠席した場合。
3. 長野県協会の規約に違反した事例が発生した場合。

(公認ジュニア審判研修会)

第 14 条

審判研修会は、審判員の技術の向上や競技規則の変更があった場合の伝達を目的とする。

1. 競技規則などの変更が生じた場合、競技委員会が機会を捉えて伝達する。
2. 競技委員会が審判技術向上の必要性があると判断したときに開催する。

(審判員の服装)

第 15 条

公認ジュニア審判員の服装は、長野県協会指定のものを着用する。

(公認ジュニア審判員の所属)

第 16 条

1. 公認ジュニア審判員は、長野県協会に所属するものとする。
2. 他県での活動は原則的に認められない。

附則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。